

少年法適用年齢に関する法制審議会答申に対する意見書

2020年（令和2年）11月17日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

当連合会は、少年法適用年齢に関する法制審議会答申に対して、以下のとおり意見を述べる。

- 1 18歳及び19歳の者は、少年法が適用される「少年」であることを明確にし、少年法の適用対象とすべきである。
- 2 18歳又は19歳の者の被疑事件について、犯罪の嫌疑がある場合は全ての事件を家庭裁判所に送致し（全件家裁送致）、家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の鑑別を実施した上で、施設収容処分や保護観察（仮称）処分等を行うという枠組みは重要であり、これを維持すべきである。
- 3 18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等に関して、以下の点は問題であり、許容できず、今後の立法に当たっては、これらの問題点を解消すべきである。
 - (1) いわゆる「原則逆送」対象事件を、行為時18歳又は19歳の死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑（仮称）の罪の事件にまで拡大する点
 - (2) 推知報道について、18歳又は19歳のときに罪を犯した者が、公判請求された場合について、解禁する点
 - (3) ぐ犯を適用対象としない点
 - (4) 家庭裁判所の処分は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲」でのみ行わなければならないとした点
 - (5) 不定期刑が適用されないとした点
 - (6) 資格制限排除の特例が適用されないとした点

意見の理由

第1 はじめに

法務大臣は、2017年2月、法制審議会に対し、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続の整備の在り方について意見を求める諮問を行った（諮問第103号）。これを受けて、同年3月以降、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「法制審部会」という。）に

において検討が行われてきたが、2020年9月9日、同部会は「取りまとめ」（答申案）を採択し、同年10月29日、法制審議会総会は、部会からの報告を受けて、法務大臣宛ての答申（以下「答申」という。）を採択した。

また、少年法の適用年齢引下げ問題に関して検討を続けてきた自由民主党と公明党の与党・少年法検討プロジェクトチームは、2020年7月30日、「少年法のあり方についての与党PT合意（基本的な考え方）」（以下「与党PT合意」という。）を公表した。

当連合会は、少年法適用年齢引下げ問題に関し、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が18歳に引き下げられたとしても、各法律の適用年齢はその法律の目的ごとに定めるべきであること、少年法は有効に機能し、少年による犯罪は凶悪犯罪も含めて大幅に減少しているところ、18歳及び19歳は未成熟で可塑性に富み、少年法による教育的な処遇が必要かつ有効であること、適用年齢の引下げには実体的な面での立法事実がなく、かえって再犯増加につながりかねないこと等の理由から、少年法の適用年齢引下げに反対してきた¹。また、2020年8月6日、法制審部会に示された「取りまとめに向けたたたき台」に対しては、その評価と問題点を指摘する会長声明を公表している²。これらを踏まえて、今般採択された答申に対して意見を述べるものである。

第2 法制審部会での審議経過

1 2017年3月から開始された法制審部会では、諮問事項のうち、「少年法の『少年』の年齢を18歳未満とすること」について検討するに当たり、まず「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」の検討を行うこととし、その検討結果を踏まえて、少年法の適用年齢に関する検討を行うこととされた。

なお、検討に当たっては、現行少年法の下で18歳及び19歳の年長少年に対して行われている手続や保護処分が有効に機能しているとの現状認識に対する異論は出されなかった³。

2 2017年9月から2018年7月までの間になされた3つの分科会に分かれての検討、「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」に基づく意見交換を踏まえて、2018年11月の第12回会議において、「検討のための素案」が示された。そこでは、仮に少年法における「少年」の年齢を18歳未満へ引き下げた場合を前提に、18歳及び19歳の者を「成人」と

¹ 2015年2月20日「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」、2018年11月21日「少年法の『少年』の年齢を18歳未満とすることに反対する意見書」、2019年6月14日「少年法の適用年齢引下げに反対し、諸団体等と連携してこれに取り組む決議」

² 2020年8月7日「少年法適用年齢問題にかかる法制審議会少年法・刑事法部会の事務局『取りまとめに向けたたたき台』に関する会長声明」

³ 部会第4回会議議事録29頁～30頁、川出敏裕委員発言。

した上で、罪を犯した18歳及び19歳の者に対しては刑事処分を科すことを原則とし、検察官が起訴・不起訴の判断をした後に（いわゆる「検察官先議」）、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたもの（起訴猶予相当としたもの）のみを家庭裁判所に送致して「若年者に対する新たな処分」の対象とする案が検討された。

この「検討のための素案」に対しては、法制審部会の議論において様々な問題点が指摘され、さらに、当連合会及び全国の弁護士会をはじめ、元家庭裁判所調査官、元少年院長等の少年司法・矯正の現場に関った方々、刑事法研究者、子どもの教育、福祉、医療や立ち直り支援、被害者支援などに関わる数多くの団体から、「若年者に対する新たな処分」やその前提である少年法適用年齢の引下げ自体について、強く反対する意見が表明された。

- 3 その結果、2019年12月の第23回会議において、「検討のための素案〔改訂版〕」が示され、18歳及び19歳の者を、民法上成年となるという意味では18歳未満の者とは異なるが、未成熟で可塑性に富むという意味では20歳以上の者とも異なるという意味で「中間層」と位置付けた上、「若年者に対する新たな処分」の「別案」として二つの選択肢が提案された。このうち甲案は、18歳及び19歳の者の事件のうち、一定の事件は検察官が直接起訴し、それ以外は家裁に送致するという検察官先議を残すものであり、乙案は、全件を家裁に送致するものであった。

しかし、この「別案」に対しても、少年事件を担当した元裁判官など、非行少年と向き合っている現場の方々や市民・マスコミからの反対の声が続出した。

- 4 法制審部会では、最終的に、乙案を前提にして2020年8月の第28回会議において示された「取りまとめに向けたたたき台」を踏まえ、同年9月9日の第29回会議において「取りまとめ（案）」が当連合会推薦委員を除く委員の賛成多数により、部会の意見として採択され、法制審議会総会に報告された。

第3 法制審議会答申の概要

法制審議会総会で採択された答申の概要は、以下のとおりである。

- 1 結論として、「18歳及び19歳の者は、選挙権及び憲法改正の国民投票権を付与され、民法上も成年として位置付けられるに至った一方で、典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることからすると、刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである。」とした上で、別添1の「要綱（骨子）」（以下単に「要綱骨子」という。）に従って法整備を行うべきであるとした（「第2 結論」1）。
- 2 18歳及び19歳の者の「位置付けやその呼称」については、法制審として

結論を出さず、「立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である。」とした（「第2 結論」1）。

3 要綱骨子において、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等として、次のような制度とすることとした。

(1) 家庭裁判所への送致（要綱骨子一）

18歳又は19歳の者の被疑事件は、全件を家庭裁判所に送致しなければならない。ぐ犯は、除外する。

(2) 検察官送致決定（要綱骨子二二）

いわゆる「原則逆送」の対象事件を、行為時18歳又は19歳の死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑（仮称）の罪の事件（強盗罪や強制性交罪を含む。）にまで拡大する。

(3) 処分決定（要綱骨子二四，五）

ア 処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において行わなければならないものとする。

イ 処分の種類

(ア) 保護観察所の保護観察（仮称）で、施設収容の可能性がないもの（期間は6か月）

(イ) 保護観察所の保護観察（仮称）であって、遵守事項違反があった場合に処遇施設収容ができるもの（保護観察の期間は2年，施設収容期間は1年以下）

(ウ) 処遇施設送致（処遇期間は3年以下）

(4) 「審判のための身体拘束の措置」（少年鑑別所での観護措置），「検察官関与の制度」，「裁量的な国選付添人の制度」，「犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度」について，少年法と同様の規律を設ける。その他の事項について，性質に反しない限り，少年法，更生保護法，少年院法及び少年鑑別所法と同様の規律を設ける（要綱骨子二八）。

(5) 刑事事件の特例等（要綱骨子三）

ア 検察官は，検察官送致決定のあった事件について，原則として公訴を提起しなければならない。

イ 勾留の特則，勾留に代わる観護措置については，検察官送致決定前のみ適用する。

少年鑑別所での勾留については，検察官送致決定後もできる。

ウ 被疑者の他の被疑者，被告人との分離や，刑事施設，留置施設等での20歳以上の者との分離収容については，検察官送致決定前のみ適用する。

エ 刑事裁判所は，事実審理の結果，家裁での処分が相当と認めるときは，家裁に移送する決定をしなければならない。

オ 推知報道の制限

「18歳、19歳の時の犯罪により公判請求された場合を除き」推知報道を禁ずる。

4 附帯事項（「第3 附帯事項」）

以下の事項の実施が望まれるとした。

- (1) 18歳及び19歳の者については、犯罪の防止に重要な機能を果たしていると考えられる行政や福祉の分野における各種支援についても充実した取組が行われること。
- (2) 前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について、再犯防止推進計画に基づいて検討が行われているが、早期に必要な措置が講じられること。

5 今後の課題（「第4 今後の課題」）

施行後、一定期間の運用の実績が蓄積された段階で、より良い制度とするための検討を行うことが相当である。その場合には、制度の運用実績、成年年齢引下げに係る改正民法の施行後における社会情勢や国民意識の変化等も踏まえつつ、多角的な検討がなされることが望ましいとした。

第4 法制審議会答申の評価と問題点

1 18歳及び19歳の者の位置付けについて（意見の趣旨1）

答申が、18歳及び19歳の者を「類型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在である」と捉えた上で、20歳以上の者とは異なる取扱いをすべきであるとした点については、相当である。

しかしながら、その位置付け及び呼称について「今後の立法プロセスにおける検討に委ねる」としている点については、そもそも「少年法の『少年』の年齢を18歳未満とすること」について意見を求める今回の諮問事項に対する法制審議会の答申として、不十分なものであると言わざるを得ない。

今回の答申が採用する手続及び処分は、18歳及び19歳の者が類型的に未成熟であり成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることに着目したものであり、その内容も現行少年法に近い枠組みとなっていることからすれば、罪を犯した18歳及び19歳の者の立ち直りのために国家が後見的に介入するものと理解される。そうである以上、18歳及び19歳の者については、あくまで少年法の対象として「少年」と位置付け、少年法の目的である「健全育成」の理念（1条）が及ぶことを明確にすべきである。

この点について、与党PT合意は、「18・19歳の者は、少年法の適用対象」と明示している。当連合会は、与党PT合意の当該部分について高く評価するとともに、今後の立法プロセスにおいて、18歳及び19歳の者を少年法の適用対象として位置付けることを強く求めるものである。

2 全件家庭裁判所送致の採用について（意見の趣旨2）

要綱骨子は、罪を犯した18歳及び19歳の者について、検察官が犯罪の嫌疑があるものと思料する場合には、全ての事件をまず家庭裁判所に送致しなければならないとした上で（以下「全件家裁送致」という。）、家庭裁判所調査官の調査及び少年鑑別所の鑑別を実施し、その結果を踏まえて審判により施設収容処分、保護観察処分等を決定することとし、刑事処分が相当と認められる場合には検察官に送致して起訴するという手続を採用しており、現行少年法に近い枠組みとなっている。

現行少年法の全件家裁送致の採用は、対象者の問題性を早期に発見して適切な処遇を行うため、事案の軽重に関わらず全ての事件について、科学的な調査・鑑別を経て処遇選択を行う専門的機関である家庭裁判所に集中させるという点において、極めて重要な役割を果たしている。

要綱骨子が現行少年法と同様に全件家裁送致の仕組みを採用していることは、罪を犯した18歳及び19歳の者の立ち直り支援及びその結果としての再犯防止を図る観点からしても重要であり、これを維持すべきである。

3 要綱骨子の問題点について（意見の趣旨3）

(1) いわゆる「原則逆送」の対象事件の範囲拡大について

ア 犯情が比較的軽い犯罪も含まれること

現行少年法20条2項のいわゆる「原則逆送」は、その対象が「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた」という重大な生命侵害事案に限定されているが、これに対し、要綱骨子は、その対象事件の範囲を「行為時18歳又は19歳の死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑に当たる罪の事件」にまで拡大している。その結果、犯情の幅が極めて広い事件類型についてまで検察官送致を「原則」化するように求めることとなり、家庭裁判所において諸事情を考慮した上で対象者の立ち直りに向けた処分をきめ細かく行うという現行少年法の趣旨を没却し、その機能を大きく後退させることになる。

強盗罪についていえば、例えば、万引き現場を見つかり制止を振り切ろうとして軽微な暴行に及んだ事後強盗事案、成人の主犯が通行人に対して突然始めた強盗場面に居合わせ、一緒に被害者を取り囲んだ従犯の事案など、犯行態様には様々なものが想定され、また、被害金額が少額であるなど、犯罪の結果が軽微なものも相当数含まれ得るのであり、強盗罪における犯情の幅は相当に広いものと言える。

このような点も反映し、実際にも、刑事裁判における終局時20歳及び21歳の強盗罪については、平成27年から平成30年までの合計で、刑の全部執行猶予の割合は52.1%（119件中62件）に上っている⁴。強盗罪の法定刑は短期5年以上であることからすれば、統計上で見ても、

⁴ 部会第1回会議配布資料8「統計資料1」、第14回会議配布資料22「統計資料4」、及び第24回会議配布資料32「統計資料6」に基づく。

従犯，未遂，あるいは酌量による刑の減軽事由が認められることが多い犯罪類型ということができ，犯情の幅が非常に広いことを示している。

また，現行法のもとでの18歳及び19歳の強盗罪については，同じ平成27年から平成30年までの合計で，刑事処分相当による検察官送致の割合は1.6%（193件中3件）であるのに対し，少年院送致の割合は56.0%（193件中108件），保護観察の割合は32.6%（193件中63件）となっており⁵，犯情や要保護性を踏まえた適切な保護処分が実施されていると想定されるのに対し，検察官送致とすることにより，多くの事件が全部執行猶予となり，却って少年の立ち直りや再犯防止の観点からも逆効果となりかねない。

さらに，強制性交罪等については，検察官により起訴猶予とされている事案が全体の約2割を占め，嫌疑不十分及び嫌疑なしを除く事案の約37%が起訴猶予とされており⁶，かかる取扱いからすれば，強制性交罪等についても犯情が比較的軽微な事案や被害者の意向を考慮して起訴をしない事案が相当程度含まれているものと考えられる。

イ 対象者の立ち直り・再犯防止に逆効果となる可能性

このように，短期1年以上の新自由刑に当たる罪の事件については，現行の「故意による被害者死亡」事案とは異なり，犯情の幅が極めて広い犯罪類型が含まれることになる。かかる事件についてまで，いわゆる「原則逆送」の対象範囲を拡大するならば，家庭裁判所に対して，刑の全部執行猶予が相当な事案や，あるいは成人であれば起訴猶予が相当である事案までをも含め，「原則」として検察官送致を求めることになり，さらに検察官送致された事件について検察官に起訴が強制される制度が想定されていることから，結果として，全部執行猶予判決となってしまいうなど，きめ細やかな教育的手当がされず，対象者の立ち直りや再犯防止の観点からも逆効果となる事態を生じる可能性があり，不当なことは明らかである。

ウ 調査・鑑別が形骸化するおそれ

そもそも2000年の少年法「改正」によりいわゆる「原則逆送」制度が導入されたことにより，対象事件については，家裁調査官の調査や少年鑑別所の鑑別が，非行の外形的事実のみを重視し，少年の要保護性を十分に掘り下げて検討しないという傾向があり，社会調査の形骸化をもたらしていると指摘されている⁷。

「原則逆送」の対象事件を短期1年以上の新自由刑の罪にまで拡大すると，その件数は大幅に増加する⁸ことになり，家庭裁判所における調査や少

⁵ 同上。

⁶ 2018年検察統計年報第8表「罪名別被疑事件の既済及び未済の人員

⁷ 2006年3月16日当連合会「『改正』少年法・5年後見直しに関する意見書」6頁～7頁

⁸ 部会第25回会議配布資料44によれば，2019年12月1日～2020年2月29日の3か月間に家庭裁判所において終局した刑法犯の少年保護事件のうち，終局時18歳・19歳であったものの件数として，現行法の原則逆送対象事件は3件であるのに対し，拡大後の対象事件は52件であり（なお，1656中

年鑑別所の鑑別全体にも影響を与える可能性もある。

エ 硬直的な運用となるおそれ大きいこと

なお、与党PT合意においては、答申と同様の範囲まで「原則逆送」事件の対象を拡大するとした上で、なお「とりわけ強盗罪については、犯情を十分に考慮して逆送の当否が判断される運用とすべきである。」としている。これは、上記で述べたような重大な問題点があることを踏まえ、たとえ「原則逆送」対象事件であっても、当然に逆送決定がなされるべきではなく、要保護性も考慮した上で、逆送の当否が慎重に判断されることを求めたものと解されるが、答申に基づき、現行法の「原則逆送」と同様の規定のまま改正がなされた場合には、実務において、かかる柔軟な運用すらなされず、よほどの例外的な事情がない限り逆送するように家裁裁判官の判断を拘束することとなるおそれ大きい。

オ 小括

以上からすれば、いわゆる「原則逆送」の対象事件の範囲を短期1年以上の新自由刑に当たる罪の事件にまで拡大することについては、到底許容することができず、強く反対するものである。

(2) 推知報道の禁止に関する一部適用除外について

ア インターネット社会における推知報道禁止の重要性

要綱骨子では、18歳又は19歳のとき罪を犯した者については、公判請求された場合には推知報道の禁止が及ばないとしているが、この点についても問題が大きい。

現行少年法の61条は、未成熟で発達途上にある少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護するとともに、そのことを通じて過ちを犯した少年の更生を図ろうとするものであり、極めて重要な規定である。特に、近時のインターネットの発達により、いったん推知報道がなされた場合、仮にそれが当初は紙媒体等によってなされたとしても、その内容がインターネットのサイト上で取り上げられれば、当該情報がインターネット上に残り続け、不特定多数の者が容易に検索しうる状態が半永久的に続くことになるのであるから⁹、その意味からしても、推知報道の禁止が持つ意義は大きい。

イ 立ち直りを阻害し再犯へつながる危険性

18歳及び19歳の者は典型的に未成熟で成長発達途上にあり可塑性に富む存在でありながら、本人及びその家族のプライバシー等が保護されないだけでなく、対象者が更生を図ろうとしても、就職、住居の賃借など更生を図るために極めて重要なことに直面するたびに、社会から拒絶され

）、1年間に換算すると約200件となる。

⁹ 最高裁判所第三小法廷平成29年1月31日決定（民集第71巻1号63頁）は、検索事業者に対し5年前の前科についての報道に関するウェブサイトのURL等を検索結果から削除することを求めた事件において、「本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」として削除を認めず、いったん開示された場合に削除を求めることは困難である。

るリスクを高めることとなり、社会復帰の妨げとなりかねない。

かかる状況は、報道あるいは情報発信に伴う、いわば「社会的制裁」や「私的制裁」としての効果を容認することにもつながりかねず、また、対象者自身の更生意欲や、対象者の更生を支えるべき家族等の社会資源にも深刻な悪影響をもたらすおそれがあるのであって、結果として対象者の立ち直りを阻害し、再犯の可能性を高めることになりかねないこと等から、決して許容されるべきではない。

ウ 家庭裁判所へ移送される場合の回復しがたい不利益

また、要綱骨子によれば、18歳及び19歳の者が公判請求された場合であっても、刑事裁判所は、事実審理の結果、相当と認めるときには「事件を家庭裁判所に移送する旨の決定をしなければならない」とされているのであり（「4 家庭裁判所への移送」）、家庭裁判所に移送された後には改めて非公開の手続で処分が決定され、その際には推知報道の禁止の対象とされる。しかしながら、既に公判請求された段階で推知報道が認められてしまえば、その者の立ち直りや社会復帰に対する悪影響は解消できず、その不利益は回復し難いものとなってしまふ。

エ 小括

以上からすれば、公判請求された場合には推知報道の禁止が及ばないとすることについても、やはり許容することはできず、強く反対するものである。

(3) ぐ犯の取扱いについて

ア 18歳・19歳にもぐ犯のセーフティネットが必要

要綱骨子では、「罪を犯した18歳及び19歳の者を対象とする」としており、犯罪には該当しない「ぐ犯」は対象としていない。

この点に関し、現行少年法3条1項3号はぐ犯も対象としており、18歳及び19歳の者についても、罪を犯していないが「ぐ犯」として保護処分の対象とされたことによって初めて立ち直りの機会を得る者は少なくない。

例えば、同居する交際相手の男性が覚せい罪の使用で検挙されたが、少年自身の使用については証拠上明らかとならず、交際相手との関係清算には否定的であるといった女子少年や、長年にわたり児童虐待を受けてきた影響から、家出生活の中で性風俗業に関係している女子少年など、発見された時点では罪を犯していないものの、反社会的集団に引き込まれるなどして犯罪に及ぶおそれがある18歳及び19歳の者は一定数存在しているのであり、これらの者が保護観察や少年院送致の処分を受ける中で、健全な生活を取り戻して立ち直っていく例は決して少なくないのである。

そのような実情があるにもかかわらず、18歳及び19歳の者についてはぐ犯としての扱いを認めないということは、前述したような18歳及び19歳の者にとっての、いわば「最後のセーフティネット」の役割が失わ

れることを意味するのであり、これらの者を保護し、その立ち直りを図る見地からは相当でない。

イ 保護原理に基づく介入は可能

要綱骨子がぐ犯を対象としない理由については、法制審部会では「民法上の成年とされ親権の対象から外れる18歳及び19歳の者に対しては、保護原理に基づく介入はできず、ぐ犯を対象とすることはできない」旨の説明がなされてきたが、18歳及び19歳の者について、20歳以上の者とは異なり、典型的に未成熟で成長発達途上にあり可塑性に富む存在であることを認める以上、保護原理に基づく介入が全くできないと解するべきではなく、要保護性に応じた処分を可能とすることが必要かつ相当である。

ウ 行政・福祉分野の取組・対応の限界

なお、この点に関して、要綱骨子の「第3 附帯事項」では、「犯罪の防止に重要な機能を果たしていると考えられる行政や福祉の分野における各種支援についても充実した取組が行われること」が望まれるとされている。その指摘自体は相当であるものの、基本的には18歳未満の「児童」を対象としている児童福祉法では、18歳及び19歳の者について、新たに措置の対象とすることはできない。また、対象者自身に支援・処遇に応じる意向がない場合は、福祉機関の支援はもとより、警察による「継続補導」の対象とすることもできず、行政や福祉の分野での取組・対応には限界があると言わざるを得ない。したがって、行政や福祉の分野の取組を進めたとしても、なお「ぐ犯」として家庭裁判所による司法手続と処分の対象とすることの必要性は失われまいと言ふべきである。

(4) 処分は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲」でのみ行わなければならないとしたこと

ア 「犯情の軽重を考慮」するという意味

要綱骨子では、「処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において行わなければならないものとする。」とした上で、家庭裁判所が遵守事項違反の場合に処遇施設収容をすることができる保護観察の処分、及び処遇施設送致の処分をするときは、その決定と同時に、施設収容することのできる期間を、法定の上限期間の中で「犯情の軽重を考慮して」定めなければならないとしている。

この点に関しては、法制審部会において、民法上「成年」とされる18歳及び19歳の者に対して国家が行為責任を超える介入をすることは許容されない、あるいは責任主義に反し認められない旨の意見があり、上記「犯情の軽重を考慮して」との要件は、かかる観点からのものと説明されており、要するに家庭裁判所の処分は、行為責任が上限となることを意味する（なお、処分の下限については行為責任による制約はないと説明され

ている¹⁰。)

イ 要保護性に応じた処分が認められるべき

しかしながら、要綱骨子は、18歳及び19歳の者について、20歳以上の者とは異なり、典型的に未成熟であり成長発達途上で可塑性に富む存在と捉えており、現行少年法に近い枠組みを採用している。この基本的な姿勢からすれば、要綱骨子自体が、18歳及び19歳の者に対する処分について、現行少年法の保護処分と同様、「健全育成」を目的とした利益処分の側面を有していると考えられるのであり、要保護性に応じた処分を認めることが要綱骨子の基本的な考え方に沿うものと言える。「犯情の軽重」によって処分の上限が画されるべきではない。

ウ 処分選択・処遇における弊害

実際にも、裁判所が処分を選択する上において、「犯情の軽重を考慮」することが求められれば、対象者の要保護性がいかに大きくその必要性が高い場合であっても、被害の結果（被害金額等）が小さい事案においては、行為責任あるいは罪刑均衡の観点から施設収容処分を選択できないという事態が生じかねず、適切な処遇選択を制約することになりかねない。

また、処分について「犯情の軽重」による上限を設けた場合には、例えば、処遇施設における処遇において、現行少年院で採用されている進級制度の運用にも限界が生じ、対象者の改善更生の状況に関わらず、裁判所が定めた期間に達すれば必ず処遇を終了しなければならなくなり、施設における処遇の効果をも十分に挙げられない事態が生じるおそれがある。

エ 小括

以上からすれば、18歳及び19歳の者に対する家庭裁判所の処分に関し、「犯情の軽重を考慮して」上限期間を設けることについては、賛成することができない。

(5) 不定期刑の適用除外について

ア 未成熟で可塑性に富む18歳・19歳を除外する理由はない

要綱骨子は、現行少年法が採用する不定期刑（52条）の適用を除外しており、この点でも問題がある。

現行少年法的不定期刑に関する規定は、少年が未成熟で可塑性に富み、教育による改善更生が期待できることから、処遇に弾力性を持たせることにしたものである。したがって、18歳及び19歳の者について、20歳以上の者とは異なり、典型的に未成熟で発達途上にあり可塑性に富む存在と位置付ける以上は、たとえ民法上「成年」となったとしても、そのことから適用を除外する理由はない。

イ 見直されるべきは仮釈放の運用

この点に関し、運用の現状を見ると、短期を基準とした仮釈放はほとんど例がなく、不定期刑が必ずしも有効に機能していないという問題はある

¹⁰ 部会第29回会議事録2頁，事務局玉本幹事発言部分参照。

¹¹が、そのような運用自体が見直されるべきなのであって、そのことを理由に18歳及び19歳の者に対する不定期刑の適用を除外すべきではない。

ウ 若年者の長期受刑の弊害

また、2014年の少年法改正により、少年に対する不定期刑（有期刑）の上限は15年とされているところ（52条1項後段）、仮に18歳及び19歳の者に対して不定期刑の適用を除外した場合には、有期刑の上限は30年となる。長期受刑については、法務省の研究等（法務省保護局編「更生保護」2001年2月号19頁参照）においても、受刑期間中の社会情勢の著しい変化に対応できず出所後の生活に支障を来す、親族等との関係が希薄化してしまい出所後の生活が不安定になりかねない、といった深刻な悪影響が指摘されており、とりわけ社会内で生活した期間が短い18歳及び19歳の若年者にとっては、その弊害がより顕著に表れ社会復帰を著しく困難にしかねない。

エ 2014年改正において有効性が確認されていること

2014年の少年法改正時においても、不定期刑の存続が議論されたが、その有効性があるとして存続することになったことに照らしても、18歳及び19歳の者に対し不定期刑の適用を除外することについては、立法事実が十分とは言えず、その一方で弊害が大きいと言わざるを得ないのであって、この点についても反対である。

(6) 資格制限排除の適用除外について

要綱骨子が、現行少年法が定める資格制限の排除規定（60条）についても適用を除外していることも問題である。

現行少年法の資格制限排除規定は、対象者の教育可能性を重視し、広く更生の機会を与え、社会復帰を容易にすることを目指すものであるところ、18歳及び19歳の者についても、20歳以上とは異なり、典型的に可塑性に富む存在と位置付ける以上、現行少年法と同様に資格制限を排除する特則を設けるべきである。

特に、再犯防止が国の重要な政策課題とされている今日、再犯防止のためには就労の可能性を広く保障することが重要であることに異論はないと思われ、そのことは対象者が逆送されて刑事処分を受けた場合であっても変わらない。特に、刑の全部執行猶予判決を受けた若年者の円滑な社会復帰にとって、資格制限を排除する特則が持つ意義は大きい。

なお、この点に関して、答申の「第3 附帯事項」では、資格制限等の在り方について、再犯防止推進計画等に基づき、早期に必要な措置が講じられることが望まれるとしており、そのこと自体は相当であるものの、特に18歳及び19歳の者について言えば、その多くが学生であるということに鑑み、各

¹¹ 法制審議会第24回会議資料39「不定期刑受刑者の仮釈放時の刑の執行率（平成26年～平成30年）」によれば、不定期刑受刑者の仮釈放時の刑の執行率が長期の80%を超える者の割合は、長期が3年以内で90.9%、5年以内で85.3%、10年以内で84.3%である。

種法律における個別的な対応にとどまらず、現行少年法の規定と同様、一律に資格制限の排除を認める規定を設ける必要性は高いと言うべきである。

第5 まとめ

以上のとおり、答申の要綱骨子において、罪を犯した18歳及び19歳の者に関して全件家裁送致を採用した点については相当である。

他方、18歳及び19歳の「位置付け及び呼称」等に関しては、今後の立法プロセスに委ねるとしているが、今後の立法に当たっては、18歳及び19歳を少年法の適用対象として明確に位置付けるべきである。

さらに、答申は、いわゆる原則逆送の対象事件の範囲拡大、推知報道の一部適用除外、ぐ犯を対象としていないことなど、大きな問題を含むものであるから、今後の立法に当たっては、これらの問題点を解消すべきである。

以上